○総務省令第十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月五日

総務大臣　林　芳正

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の三十一　略］

第四節の三十二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

［第五節～第九節　略］

［第五章　略］

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［2～11　略］

12　四一GHzを超え四二GHz以下、四三・五GHzを超え四五・五GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。

［13～35　略］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［第一節～第四節の三十二　略］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備

（四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの無線局の無線設備）

第四十九条の三十五　四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システム（四三・五〇二GHzを超え四三・七七四GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の駅、操車場、車庫その他これらに類するものに開設する基地局が列車に設置された受信設備との間で主として画像伝送を行うための無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31(25)及び別表第二号第82において同じ。）の基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、同報通信方式又は単向通信方式であること。

二　変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。

三　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、四三・五二GHz、四三・五六GHz、四三・六GHz又は四三・六四GHzであること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、四三・六GHz又は四三・七二GHzであること。

四　空中線電力は、一ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、三八デシベル以下であること。

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第四節の三十一　同上］

第四節の三十二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）

［第五節～第九節　同上］

［第五章　同上］

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～11　同上］

12　四一GHzを超え四二GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。

［13～35　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第四節の三十二　同上］

［新設］

六　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の（±）一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から一二〇MHz離れた周波数の（±）五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より二三デシベル以上低い値であること。

（四三GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備）

第四十九条の三十六　四三GHz帯列車無線システム（四三・五一二GHzを超え四四・三一八GHz以下又は四四・八四二GHzを超え四五・四七八GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の線路敷地内に開設する基地局と列車に開設する陸上移動局との間で無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31(25)及び別表第二号第82において同じ。）の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、同報通信方式、単向通信方式又は複信方式であること。

二　変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。

三　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1)　基地局の無線設備　四四・八六GHz以上四五・四六GHz以下の周波数の電波であつて四四・八六GHz及び四四・八六GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2)　陸上移動局の無線設備　四三・五四GHz以上四四・三GHz以下の周波数の電波であつて四三・五四GHz及び四三・五四GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1)　基地局の無線設備　四四・九四GHz以上、四五・三GHz以下の周波数の電波であつて四四・九四GHz及び四四・九四GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2)　陸上移動局の無線設備　四三・八二GHz以上四四・一八GHz以下の周波数の電波であつて四三・八二GHz及び四三・八二GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

四　空中線電力は、六〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

イ　基地局の無線設備　四〇デシベル以下

ロ　陸上移動局の無線設備　三五デシベル以下

六　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の（±）一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から一一〇MHz離れた周波数の（±）五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より一三デシベル以上低い値であること。	
別表第一号（第５条関係） ［表略］ ［注１～30　略］ 31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 ［(1)～(15)　略］ (16)　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(13)及び(15)に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}） ［(17)～(24)　略］ (25)　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの無線局及び43GHz帯列車無線システムの無線局　50（10^{-6}） ［32～58　略］	別表第一号（第５条関係） ［表同左］ ［注１～30　同左］ 31　［同左］ ［(1)～(15)　同左］ (16)　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（(10)及び(12)に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}） ［(17)～(24)　同左］ ［新設］ ［32～58　同左］
別表第二号（第６条関係） ［第１～81　略］ 第82　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局又は43GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を使用する場合には、電波の型式に冠して表示する。 １　チャネル間隔が40MHzのもの　36MHz ２　チャネル間隔が120MHzのもの　108MHz	別表第二号（第６条関係） ［第１～81　同左］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

（特定無線設備等）

第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

［一～八十一　略］

八十二　設備規則第四十九条の三十五においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局の無線設備

八十三　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの基地局の無線設備

八十四　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの陸上移動局の無線設備

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［略］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	
		バンドメータ又はスペクトル分析器	
第二条第一項第八十一号の無線設備			［略］
第二条第一項第八十二号の無線設備			［略］
第二条第一項第八十三号の無線設備			［略］
第二条第一項第八十四号の無線設備			［略］

改正前

（特定無線設備等）

第二条　［同上］

［一～八十一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［2　同上］

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［同上］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	
		バンドメータ又はスペクトル分析器	
第二条第一項第八十一号の無線設備			［同上］

スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
比吸収率	比吸収率測定装置
入射電力密度	電界強度測定器
吸収電力密度	比吸収率測定装置
周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信し	低周波発振器

○	○										○	
○	○										○	
○	○										○	
○	○										○	

スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器
比吸収率	比吸収率測定装置
入射電力密度	電界強度測定器
吸収電力密度	比吸収率測定装置
周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信し	低周波発振器

○	○										○	

| | | |

［傍線：削除］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ｒ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第81号に掲げる無線設備	ＷＲ
第２条第１項第82号に掲げる無線設備	ＴＰ
第２条第１項第83号に掲げる無線設備	ＴＢ
第２条第１項第84号に掲げる無線設備	ＴＭ

［５　略］

［傍線：追加］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第81号に掲げる無線設備	ＷＲ

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省訓令第１号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年２月５日

総務大臣　林　芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙２（第５条関係）　無線局の目的別審査基準	別紙２（第５条関係）　無線局の目的別審査基準
［第１　略］	［第１　同左］
第２　陸上関係	第２　陸上関係
［１　略］	［１　同左］
２　公共業務用無線局	２　［同左］
（７）　公共業務用（通信事項が鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項、列車防護警報に関する事項、索道用搬機の安全運行に関する事項又は一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項の無線局の場合に限る。）又は一般業務用（通信事項が海上事業に関する事項の無線局の場合に限る。） 鉄道、バス等により貨物又は旅客運送を行う者が主に貨物又は旅客の安全、円滑な運送を確保するために開設する固定局（自動中継回線用固定局に限る。）並びに基地局及び陸上移動局（以下この（７）において「貨客運送事業用無線局」という。）の品は、次の基準により行う。	（７）　［同左］
［ア～カ　略］	［同左］
キ　設備規則第49条の35に規定する43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局にあっては、次によること。	［ア～カ　同左］ キ　40GHz帯の周波数を使用する画像伝送用のものにあっては、次によること。
［削る］	（ア）　周波数は、43.52GHz、43.56GHz、43.6GHz、43.64GHzの順に指定すること。
［削る］	（イ）　通信方式は、単向通信方式又は同報通信方式であること。
［削る］	（ウ）　占有周波数帯幅は、17MHz以下であること。
［削る］	（エ）　空中線利得は、42dBi以下であること。
［削る］	（オ）　周波数の偏差は、100万分の100以下であること。
（ア）　無線設備の設置場所は、鉄道事業者が運営する鉄道路線又は軌道事業者が運営する軌道路線の駅、操車場、車庫その他これらに類する場所であること。	（カ）　無線設備の設置場所は、鉄道事業者が運営する鉄道路線又は軌道事業者が運営する軌道路線の駅構内、車両基地内等であること。
（イ）　［略］	（キ）　［同左］
（ウ）　法第56条第１項の規定により電波天文業務の用に供する受信設備として指定を受けた受信設備（42.5GHzから43.5GHzまでの周波数について指定を受けたものに限る。）を保護するため、無線設備の設置場所と当該受信設備からの距離が48.7km以下である場合には、当該受信設備の設置者と有害な混信の回避その他の妨害を防止するために必要な措置について調整が行われていること。	［新設］
（エ）　［略］	（ク）　［同左］
ク　設備規則第49条の36に規定する43GHz帯列車無線システムの無線局にあっては、次によること。	［新設］
（ア）　基地局の設置場所又は陸上移動局の移動範囲は、鉄道事業者が運営する鉄道路線又は軌道事業者が運営する軌道路線の線路敷地内であること。	
（イ）　他の鉄道事業者及び軌道事業者に所属する無線局との間で混信が生じないよう、無線設備の設置場所（送信空中線取付け位置等）が選定されていること。	
（ウ）　法第56条第1項の規定により電波天文業務の用に供する受信設備として指定を受けた受信設備（42.5GHzから43.5GHzまでの周波数について指定を受けたものに限る。）を保護するため、次のAからDまでに掲げる無線局の無線設備の設置場所又は移動範囲が、当該受信設備の設置場所からの距離が当該AからDまでに定める距離以下である場合には、当該受信設備の設置者と有害な混信の回避等について調整が行われていること。 A　占有周波数帯幅が36MHz以下の陸上移動局　53.6km B　占有周波数帯幅が36MHzを超え108MHz以下の陸上移動局　44.9km C　占有周波数帯幅が36MHz以下の基地局　52.8km D　占有周波数帯幅が36MHzを超え108MHz以下の基地局　44.2km	
（エ）　基地局に指定する周波数は、回線品質を考慮しつつ、必要最低限となるよう繰り返し使用すること。	
ケ　その他	ク　その他
［略］	［同左］

附　則

この訓令は、令和８年２月５日から施行する。